

令和7年10月31日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 調査事件名 (1) 令和7年第4回魚沼市議会定例会について
(2) その他

2 調査の経過 10月31日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和7年第4回魚沼市議会定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり12月1日とし、会期は12月22日までの22日間とした。

審議予定については、別紙「令和7年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表」のとおりとした。

一般質問の取扱いについては、別紙「令和7年第4回（12月）定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は11月21日正午とし、通告書は簡潔に記載することとした。

その他で、市職員の懲戒処分について、執行部から報告を受けた。

また、議員の通称名等使用の承認について、事務局から報告を受けた。

服装について、今後議員から意見聴取し、協議していくこととした。1人会派について、議員から要望があり、今後協議していくこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和7年第4回魚沼市議会定例会について

(1) 招集期日

(2) 会期及び会議予定について

(3) 一般質問について

(4) その他

(2) その他

(1) 議員の通称名等使用の承認について

(2) その他

・服装について

・1人会派について

2 日 時 令和7年10月31日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、
本田 篤、(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書記 梶澤議会事務局次長、星議事調整係長

8 経過

開会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただ今から議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和7年第4回魚沼市議会定例会について

(1) 招集期日

本田委員長 日程第1、令和7年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1) 招集期日について、執行部から説明を願います。

内田市長 招集期日については、12月1日でお願いしたいと思います。

本田委員長 ただいま説明のあった招集期日について、御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがいまして、招集期日については、説明のとおり 12 月 1 日と決定いたしました。

（2）会期及び会議予定について

本田委員長 (2)会期及び会議予定について、議会事務局次長に説明を求めます。

樋澤議会事務局次長 それでは、会議予定の説明をさせていただきます。（資料「令和 7 年第 4 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）」により説明）

本田委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。（なし）なければ、質疑を終わりにいたします。

お諮りいたします。会期については 12 月 1 日から 12 月 22 日までの 22 日間とし、会議予定は「令和 7 年第 4 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）」のとおりとすることに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、会期は 12 月 1 日から 12 月 22 日までの 22 日間とし、会議予定は別紙「令和 7 年第 4 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）」のとおりとすることに決定いたしました。

（3）一般質問について

本田委員長 (3)一般質問について、議会事務局から説明をさせます。

樋澤議会事務局次長 それでは、一般質問について説明をさせていただきます。（資料「令和 7 年第 4 回（12 月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」により説明）

本田委員長 ただいまの説明について、質疑はありますでしょうか。（なし）なければ、これで質疑を終わりにいたします。

お諮りします。一般質問については、別紙「令和 7 年第 4 回（12 月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」のとおり実施することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、一般質問の締切り期限は、11 月 21 日、金曜日の正午となります。

（4）その他

本田委員長 次に、(4)その他について、御審議願います。まず初めに、執行部のほうから発言はございますでしょうか。

桑原総務政策部長 この定例会の関係ではございませんが、その他として 1 件お願いしたいと思います。

本日、令和 7 年 10 月 31 日付で職員 1 人の懲戒処分を行わせていただきましたので報告をさせていただきます。職員につきましては、60 歳代の産業経済部所属の会計年度職員でありまして、懲戒処分に至った理由といたしましては、令和 7 年 7 月 31 日に魚野川桜づみ公園の除草作業中、草刈り作業中ですが、乗用草刈機の歯に接触した石が跳ねまして通行していた中学生に当たり、当該中学生の右のふくらはぎを負傷させたというものでござ

います。処分内容につきましては戒告とするものでございまして、本日この後、議長宛てに報告し、その後報道発表させていただく予定としております。なお、作業当日でございますが、当該職員以外にもう一人の会計年度任用職員が現場で作業に当たっておりましたが、その職員につきましては8月末日をもって既に退職をしております。以上、職員処分についての報告とさせていただきます。

本田委員長 今ほどの報告でございますけれども、議会運営委員会としては事実があつたということで受け止めるということでよろしいでしょうか。また、議会事務局は議員に対する周知だけお願いしたいと思います。この件は以上でよろしいでしょうか。(異議なし)

この後の議題は、主に議会内部に関する内容ですので、執行部からの発言が以上であれば終結とさせていただき、退席とさせていただきたいと思っておりますが、執行部はよろしいでしょうか。(異議なし)では、退席ということでお願いいたします。御苦労様でした。

[執行部 退席]

(2) その他

(1) 議員の通称名等使用の承認について

本田委員長 それでは、次第にのつとて行います。日程第2、その他、(1)議員の通称名等使用の承認についてを議題といたします。本件について、議会事務局から説明を求めます。

樋澤議会事務局次長 本件につきまして、魚沼市議会議員の通称名等使用の取扱いに関する内規に基づきまして、こめたろう議員から10月3日付で使用申請が提出されました。議長においてこれを承認しましたので、内規の第6条の規定により議会運営委員会に報告するものです。以上でございます。

本田委員長 本件につきましては報告ということになりますので、以上とさせていただきます。

(2) その他

・服装の件について

本田委員長 次に、(2)その他を議題といたします。私のほうから協議事項がございますので、お願いいいたします。まず初めに、服装の件についてでございます。議会運営委員会として、服装について一定の回答を出したものでありますけれども、先般、全員協議会におきまして全議員に説明をいたしまして、また議員から意見がございました。その意見を拝聴いたしますと、議員の発言した意見に対して我々が説明できるほどの内容を持ち合わせていないと私には感じておりますので、再度ここでまた協議をお願いしたいと思っております。しばらくの間、休憩とさせていただきまして、また忌憚のない意見交換をさせていただきたいと思っております。

しばらくの間、休憩といたします。

休憩 (10:09)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再 開 (10:19)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先般、全員協議会で発言された議員2名の方から、具体的なところの意見というのを紙で書いて提出していただこうと思っております。その後また協議して決定いたしますが、決定したらしばらくの間はその決定どおりにさせていただくということで、議会運営委員会としては方向性として決めたいと思いますが、いかがでしょうか。(異議なし) 異議なしとなりましたので、そのようにさせていただきます。

・1人会派について

本田委員長 もう1点ございます。会派についてでございます。1人会派についてであります。共産党の大平議員から要望がありまして、1人会派を認めてほしいということでありました。先般、会派代表者会議でそのような話がありまして、今後について当委員会でも協議することとなりました。これにつきましては、当委員会では初めての話でありますので、皆さんについても1人会派とはみたいなところから入っていかなければならないと思いますので、今回につきましては一旦持ち帰って、また次回の議会運営委員会で議論をさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。(異議なし) では、そのようにさせていただきます。

ほかに皆さんから協議事項等はございますでしょうか。(なし) 議会事務局からござりますでしょうか。(なし) 本日の会議録作成については、委員長に一任願います。議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉 会 (10:20)

議会運営委員会

委員長 本田 篤